

配偶者が配偶者育児休業等をする事ができないことの申告書

私の配偶者は、育児休業支援手当金の対象となる子の出生の翌日時点で、次の理由により手当金の対象となる育児休業等をする事ができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		昭和・平成 年 月 日

※該当するチェック欄（いずれか1つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

	配偶者が育児休業等をする事ができない理由	添付書類
<input type="checkbox"/>	① 日々雇用される者であるため	・労働契約の内容が分かる書類の写し（労働条件通知書等）
<input type="checkbox"/>	② 期間を定めて雇用される者であるため ※当該子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して56日を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約が終了することが明らかである場合に限る。	・労働契約の内容が分かる書類の写し（労働条件通知書等） 労働契約終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	③ 労使協定より育児休業等をする事ができない者であり、事業主から育児休業等の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(エ)のいずれかに該当することが分かる書類の写し（労働条件通知書等）
<input type="checkbox"/>	④ 公務員であって、育児休業等の請求について任命権者から承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
<input type="checkbox"/>	⑤ 雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険の適用に関する事の証明書 (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は労働契約の内容が分かる書類の写し（労働条件通知書等）に代えることも可)
<input type="checkbox"/>	⑥ 短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・雇用保険の適用に関する事の証明書 (左記に該当することを事業主が証明したもの)
<input type="checkbox"/>	⑦ 雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	
<input type="checkbox"/>	⑧ 雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書 (子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの)
<input type="checkbox"/>	⑨ 配偶者の勤務先の出生時育児休業または育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書 ・育児休業申出書等 ※上記書類で育児休業等の取得期間が確認できない場合は育児休業等の取得期間が確認できる書類を添付すること。

令和 年 月 日

公立学校共済組合秋田支部長 様

所属所名

組合員氏名